

# 2013年、初秋の社会時評

＝アベノミクス・消費税増税・集団安全保障・堺市長選挙と維新の動向など＝

## はじめに

二水会講演会は、奇数月の第二水曜日に定例開催して今回で126回目となる。

思い返せば、よくここまで続いたものだと自分でも不思議な気がする。これは、身近な問題を人に問うのは気後れするが、参加すればみんなと一緒に話が聞ける気軽さと、何となく刺激が感じられるからだろう。特定の目的を持った会合ではなく、純粋な勉強会であるが、情報が氾濫する時代でありながらこんな会合が身近にないからかもしれない。毎回熱心に参加される皆さんには頭が下がる思いである。

しかし、主宰する者としては、テーマの選定に毎回難渋し続けて今日を迎えた。

不特定多数の人たちに、馴染まれ、関心のある問題を見つけることは簡単ではない。今回はテーマを模索する中で、関心のある問題が多過ぎることに気が付いた。そこで、複数の問題を列挙し、それぞれについて思いを披瀝することにした。

若干、中途半端になることは避けられないが、このアイデアは、近藤大博日大大学院教授がWEBで「月刊総合雑誌拾い読み」と題して、複数の総合雑誌の記事を紹介しておられるのを少し真似て、「初秋の社会時評」と名づけ問題の論点を書き連ねたものである。かなりの独断と偏見があると思うが、これが率直な私の見解である。

## ～～～ 新政権の経済政策の行方は ～～～

### 「アベノミクス」とは

アベノミクスとは、そもそも何なのかを詳しく知る人は案外少ないようだ。これは、かつてアメリカ大統領であったレーガンの経済政策をレーガノミクスと呼んだことを真似た、安倍とエコノミクスを合体させた造語で、安倍の経済政策全体を象徴する言葉である。同じ響きの言葉であるが、その意味するところはまったく逆で、レーガノミクスは、アメリカ経済をデフレ化させようとしのに対し、アベノミクスは不況の原因をデフレにあるとし、インフレへの転換を図る経済政策であるからだ。

アベノミクスが指摘するデフレが、何故不況の原因なのかを検証しておこう。

デフレは物価の継続的な下落を意味する。物価が下がるということは貨幣の側から見れば通貨の価値が上昇することだ。銀行から金を借りると、何もしなくてもその価値が勝手に高くなっていく。しかも物価が下がっているのだから、同じものやサービスを同じ量だけ販売しても売上は伸びない。そんな環境で設備投資する企業

はない。むしろ企業は、増えない売上をカバーしリストラに走ろうとする。失業率が増えるのである。さらに、円の価値が上昇すると他国の通貨に対して価値が高くなる。これが円高である。デフレによる通貨価値の上昇によって円高が進行すると企業は国内生産が厳しくなり工場の海外移転を考えるようになる。結果的に失業者が増えることになる。通貨の価値が上昇すれば、労働の価値が下落することにもなる。モノやサービスの価値が下がるとそれらを生産した労働者が受け取る所得も減る。即ち労働価値が下落するのだ。

現在日本の企業のなかにも業績が優秀なところがある。しかしそんな企業はデフレ環境のために投資マインドが縮こまり、可処分所得の多くを内部留保する傾向がある。好調な企業でも設備投資や人件費に資金を回そうとしないのである。

これが典型的なデフレの状態である。

## アベノミクスのもう一つの側面

経済は実証実験によって結論を導き出せる学問ではない。それだけにかなりメンタルな反応をする。即ち、感情的、情緒的に反応する傾向が強い。最近の選挙と同じ傾向があるのだ。アベノミクスも同じような傾向がある。

安倍政権は昨年12月26日に発足したが、11月の初旬には9,000円を割っていた日経平均株価が上昇し始めたのは16日からだった。衆議院選挙が終わり株価は鰻上りに上昇し3月には12,000円を超えた。しかし、この時点で安倍は何の施策も実施していなかったが株価は30%以上も値を上げたのである。確かに選挙中に自民党はインフレ政策を訴えてはいたが、どうしようもない民主党政権の崩壊がメンタルな影響を呼んだのであった。

安倍政権はその政策を「三本の矢」に仕分けて取り組みを示している。

### ①大胆な金融政策

2%のインフレ目標・無制限の量的緩和・円高の是正・日本銀行法改正。

### ②機動的な財政政策

名目3%以上の経済成長を達成。大規模な公共投資（国土強靱化）

### ③民間投資を喚起する成長戦略

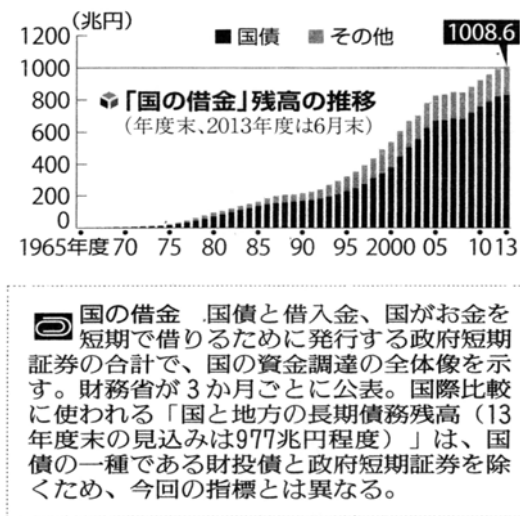
官民共同で外債ファンドの創設、政策金利のマイナス化。「健康長寿社会」から創造される成長産業・女性登用の更なる取り組み。

アベノミクスが政策である限り、賛否があり評価が分かれるのは避けられない。

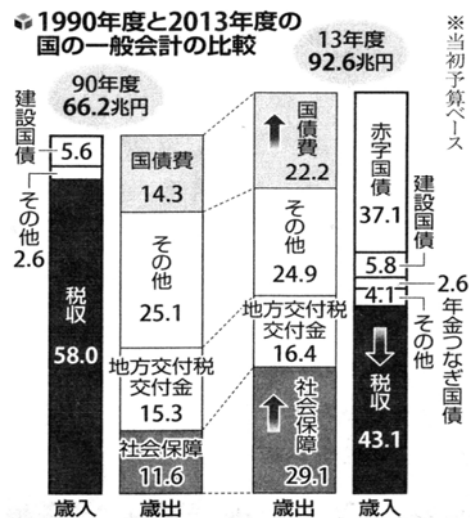
最近の景気動向は明るさも感じられるが、個人所得の上昇を実感できないことや、株価も変動幅が大き過ぎて不安視する傾向があるからだろう。

日本の財政は下図の通り危機的で、何としても財政の健全化を達成しなければならない。国債発行残高が749兆円、財政赤字が1,008兆円であることは良く知られており、指標との関連で見ればGDP比200%に近く、社会保障関係費用が毎年1兆円規模で増えつつあることを考え合わせれば、何としても歳入増の方策を探らねば

ならないのである。



国の借金 国債と借入金、国がお金を短期で借りるために発行する政府短期証券の合計で、国の資金調達の全体像を示す。財務省が3か月ごとに公表。国際比較に使われる「国と地方の長期債務残高（13年度末の見込みは977兆円程度）」は、国債の一種である財投債と政府短期証券を除くため、今回の指標とは異なる。



(読売 8/10 朝刊より転載)

財政の健全化と社会保障関係費の増高対策として、安定財源である消費税の増税を前政権時代に民主、自民、公明の3党が合意し法律を制定し24年4月に8%、25年には10%にすることを決定したのである。

## ～～～ 財政再建と社会保障制度を支えるために ～～～

### 消費税増税はどうなる

誰しも税金が上がることを喜ばない。今回の増税は危機的な財政状況から脱するためと、高齢化に伴う社会保障制度を持続するための選択として、やむなく受忍することを求められている。

もし日本がこの状態を放置し財政破綻を来させば、経済規模が大きいだけにその影響は世界中に波及し、経済恐慌を引き起こしかねないのである。純然たる国内問題である消費税の増税が国際間で話題になる時代が現代なのである。また、平成33年度に基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化することは国際公約である。このためには先ずデフレ脱却と歳出構造改革が必要である。

増税に関する法律には「景気条項」があり消費税率の引上げに当たって、「経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」（附則第18条）と決められている。つまり、景気が目標の成長水準に達していない場合は、増税凍結も含めた見直しを行うというものだ。

政府は、消費税率を8%に引き上げるべきかどうかを判断するために有識者60人に意見を聞く「集中検討会合」を8月26日から31日までの6日間連続で開催することにした。

集中検討会のメンバーにも当然賛否があるが、個人所得が上がらない、景気回復が実感できないという声は巷に満ちており、国民はこの増税を全面的に了解している訳ではない。8月17、18日に行われた産経新聞とFNNが実施した政党支持者別の世論調査では次のような数字が示されている。

予定通り来年4月から消費税を上げるべきだと思うかについて

消費税値上げをすべき「思う」が38, 1%、「思わない」が57, 4%となっている。

自民党支持層は「思う」が47, 1%、「思わない」が48, 7%

公明党支持層は「思う」が32, 6%、「思わない」が60, 9%

公明党は段階的アップ論が「賛成」87, 0%「反対」が6, 5%となっている。

法律を制定までした増税案に対しても世論の反応とはこんなものである。

消費税増税是非論の重要な論点は下記の二つと折衷案である。

- ① 消費税増税が景気に影響し、デフレからの脱却に水を差すのでは。
- ② 予定通り3%増税を実施しなければ国債市場や財政再建への悪影響がでる。長期金利の上昇は国民生活を直撃する。「決められる政治」への期待を裏切ることになる。
- ③ 折衷案として、デフレ脱却が確実になるまで一時先送りすべき。税率の上げ幅を毎年1%ずつにすべき。

「集重点検会合」の結果をまとめた報告書は9月上旬に首相に提出される。これを受けて9月9日に発表される13年4月～6月期の国内総生産（GDP）成長率の改定値を参考に、9月下旬に判断をするそうである。別次元の話ながら9月7日にはブエノスアイレスでのIOC総会でオリンピック開催地決定の投票が行なわれる。

東京開催が決まれば、増税案にも弾みがつくのではないだろうか。

いろいろな意見がある中で、安倍総理は熟慮を重ね10月1日に最終決定することである。

## 傍目八目の予想

安倍総理の判断を予測してみると・・・

国会の議席数からして今やらねば、何時やるのか。

景気の腰折れは避けられないが、補正予算等に対応するのでは。

オリンピックが決まるだろうから、相乗りで（便乗）実施するだろう。

但し、景気回復が実感できるのは2年くらい先だから、税率の上げ幅を若干下げるかもしれない。

## ～～～ 安全保障策に関する課題 ～～～

### 集団的自衛権について

集団的自衛権を論ずる前に、個別の自衛権について考えてみたい。

主権国家には国を守る権利がある。権利というより、むしろ義務があると考えらるべきである。国家とは主権の及ぶ領土があり、統治権が及ぶ国民の存在が要件である。その国家に対して外敵の侵入がある場合に、自らを守る権利として自衛権がある。しかし、不思議なことに日本国憲法は、その文言においては、自衛権は勿論、一切の武力の放棄を明確に宣言しているのである。それ故に日本国憲法は平和憲法と呼ばれ続けている。

改めて憲法をひも解くと一

第9条 1項では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する」2項では「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定している。この憲法と、現存する自衛隊との整合性を考えれば、自衛隊の存在がおかしいのか、憲法の文言がおかしいのか、いずれにしろ支離滅裂であり、これほど便宜主義的な解釈や対応はない。これぞ日本流の“解釈改憲”である。

問題点は他にもある。武力の保持を全面禁止するのであれば敢えて、国際紛争を解決する手段としての武力の行使を一切禁止する条項はいらない筈だ。

最後の文章で「国の交戦権は、これを認めない」となっているのに、わが国の憲法解釈では「交戦権は国際法上認められている権利である」として自国の憲法の規定を逆に解釈し、自衛のための戦いは、侵略のための戦いではないから容認されるというのである。さらに、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する」とあるが、侵略に対して自衛権の行使として武力行使をすることは、国際紛争を解決する手段ではないのか。そうであるなら侵略と言う行為は国際紛争でなくなるではないか。不正な暴力的侵略が国際紛争でないとなれば、それは一体何なのだ。

また、武力による威嚇を云々しているが、威嚇することで領土の侵犯などが防げるのなら、これこそ平和的な解決法であるはずだ。文理的に考えてもこの憲法の非論理性は拭い難い。

しかし、わが国の各党各派ともに、自衛隊の存在を憲法違反であるから即時破棄すべきであるとは主張していない。憲法上問題があるので段階的に縮小すべきであるが、自衛権行使の範囲なら許容できるとしているのである。これがわが国の自衛隊と自衛権に関する憲法解釈なのである。

## 集団的自衛権

わが国の内閣法制局は、集団的自衛権は保持しているが、日本国憲法の制約上行使できないとの見解を維持してきた。国の根幹に関わる法律の解釈を内閣の一部局の見解が絶対視されてきたことに問題はないのか。本来憲法を含む法律解釈について、法制局は意見を述べる立場にあり、一義的には法律解釈は首相と閣僚で構成する内閣において行うべきである。

最終的に違憲かどうかは最高裁判所が判断するのである。

集団的自衛権とは、同盟国など自国と密接な関係にある国が攻撃を受けた場合、自国に対する攻撃とみなし反撃する権利をいう。国連憲章は加盟国の固有の権利だと認めているが、政府はこれまで「わが国を防衛するための必要最小限度」の自衛の範囲を超えるとする憲法解釈を採用し、「保有しているが、憲法上行使は許されない」と発言し続けてきたのである。だから北朝鮮によるミサイル発射計画などによりアメリカ本土が攻撃目標で、そのミサイルが日本の上空もしくは近隣空域を通過する場合、これを打ち落とすことは集団的自衛権の行使になり出来ないのである。

この対応が安保条約で日本の防衛の一翼を担っているアメリカに対して、同盟国として許容されるだろうか。同じような例は平和維持軍として海外に派遣された自衛隊が、ともに活動している外国の友軍が攻撃されたときに、これを救援活動できない。武力（自衛力）行使は自分のためだけで、友軍と言えども人の為には行使できないとする行動が理解されるだろうか。この行動パターンと解釈は国際社会における常識としては勿論、個人の間人関係でも到底容認されるものではない。実に幼稚な例であるが、憲法解釈では、無茶苦茶な「解釈改憲」を容認しながら集団的自衛権に関しては高邁な法律論だけを振り回す法制局の主張が絶対的なものだとするのは筋が通らない。

安倍政権は、時代や国際情勢が変化しても、かたくなに従来の政府の憲法解釈を守り続けてきた内閣法制局長官に、集団的自衛権行使に前向きな小松一郎前駐仏大使を起用した。外務省出身者の起用は異例で、これは戦後の歴代首相が必要性を感じながらも世論の批判を恐れてできなかった内閣法制局の改革に初めて踏み出したことを意味している。

前法制局長官山本庸幸は最高裁の判事に転出した。山本は、「政府の憲法解釈の見直しによる集団的自衛権の行使容認は難しいと発言し、憲法改正による対応が一番クリアーだが、地球の裏側まで行って同盟国と一緒に戦う集団的自衛権が憲法9条の下で許されるかどうかと言う議論になる」と発言した。最高裁の判事が、判決や決定以外の機会に憲法に関わる政治問題に対して見解を示すことは極めて異例であるとして菅官房長官は不快感を示した。

集団的自衛権を行使できるようにするとしても、歯止めは必要である。具体的に

は集団的自衛権行使の手続を定めた法律の制定や、自衛隊派遣の国会承認、自衛隊法の改正なども必要となる。

この問題に関する公明党の対応は極めて消極的である。集団的自衛権のみならず憲法改正、なかでも96条改正について、内容の議論をせずに改正ありきの議論は理解できないと言っている。これは、行き先も決めずに切符を買うことを急ぐのと同じ論理だと言うのである。今頃何をとぼけたことを言っているのだろう。自民党は憲法改正が党是であり、昭和31年に改正の必要性和問題点を提起し、47年6月「憲法改正大綱草案」、57年8月「日本国憲法総括中間報告」、平成17年11月「新憲法草案」、24年4月には「日本国憲法改正草案」を発表している。終始一貫自主憲法制定を主張し続けている。改正の論点を示さずに96条だけを論議としているわけではない。民間では、読売とサンケイ、民間団体では経団連を初め多くの経済団体や日本JIC、数多くのシンクタンクが憲法改正に関する提言をしているのではないか。

憲法改正も、集団的自衛権についても公明党の見解は極めて不明確で、むしろ反自民が際立っている。今後の連立与党としての展開が危惧される場所である。この問題だけではない。消費税増税に関しても同じような対応をしている。

これで政権与党といえるのだろうか。政界再編に至るかどうかはともかく、連立のあり方が大きな問題となってきたといわざるを得ない。

これらの問題について、第1次政権で安倍首相が設置し、第2次政権で活動を再開させた「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（座長・柳井俊二元駐米大使）は、今秋にも集団的自衛権行使容認を求める報告書を提出する予定となっている。座長代理の北岡伸一国際大学長は、集団的自衛権を認める必要性を「信頼できる国と提携することで、未然に紛争の可能性を減らすことができる。個別的自衛権だけで自分を守ろうとすれば巨大な軍備が必要になる」と語っている。

安倍政権は国民の理解を得ながら集団的自衛権をめぐる憲法解釈の見直しの検討を進め、それに基づいた日本の安全保障政策の根幹を定める国家安全保障基本法案を、来年の通常国会にも提出したい意向である。

憲法改正には時間が掛かるので風雲急を告げる国際情勢に的確に対応するために、まず集団的自衛権の行使を是認する必要がある。

## ～～ 維新の会の命運がかかる堺市長選挙の行方 ～～

### 堺市長選挙と地域政党のかかわり

地方自治体の行政システムは「二元代表制」が執られている。議院内閣制は、議会から執行権者を選出するが、地方自治体は首長と議員をそれぞれ別の選挙で選ぶ

ことにより行政や政治行為の「偏り」を事前に防止しようというものである。

ところが地域政党・大阪維新の会が台頭してきてから自治体の行政システムに変化が生じてきた。首長が党首（大阪維新の会は政党ではないが）となり、首長与党が議会で過半数を占めると二代表制のバランスが機能しなくなり、首長の独善的な行政運営が頭をもたげる。ましてや党首がカリスマ性を有し、選挙における影響力が抜きん出ている場合は議員が盲従する傾向が出てくる。こんな状態は民主主義でもなければ、あるべき地方議会の姿からも逸脱しており正常ではない。

しかし、衆・参両院選挙は勿論、地方議員選挙でも大阪以外ではその神通力は及ばなかった。大阪府議会で圧勝したが、東京都議選では惨敗を喫したのはこの事実を示している。

ところで、堺市長選挙であるが、この選挙で維新が勝てば、恐らく維新の会は大きく変身するだろう。日本維新の会と大阪維新の会は別の道を選択することになるだろう。既に大阪維新の会に国会議員の所属を認めているが、在阪の衆院議員を日本維新の会から引き上げて大阪維新に移せば大阪維新の会は政党要件を具備し政党助成金も受け取れる。橋下は、しばらくは都構想に専念し、仕上げたあと中央への進出を画策するだろう。これはまったく独断的な思いであり根拠はないが、恐らくこの道を歩むのではないだろうか。この道を是とするか、非とするかの選択が堺市長選挙に掛かっていると考えているのである。ある意味では日本の政党政治に影響を及ぼしかねないのが堺市長選挙ではないだろうか。

## 堺市長選挙の経緯

堺市長選挙は9月29日が投票日である。現職の竹山市長は4年前まで府の企画部長であった。その時の現職市長は、堺市を政令指定都市に昇格させた木原啓介であった。竹山修身は橋下の全面支援を受けて現職を破り市長に当選した。

ところが、その後竹山は橋下が唱える大阪都構想に反対を表明し、府市統合本部や都構想の法定協議会への参加を拒んでいる。それ故に橋下は竹山を支援せず維新の会独自候補を擁立することになった。今回は維新の会公認候補が、大阪都構想の是非を掛けて現職に挑む選挙となったのである。

### 堺市長選挙の主要候補者

竹山修身（63）市長（当選1回）自民府連・民主党・連合大阪・解放同盟推薦・共産党支持。 静岡大卒。大阪府企画調整部長、堺市生まれ  
西林克敏（43）堺市議（当選4回）維新公認・維新議員団幹事長、堺市生まれ  
桃山学院大卒、中山太郎衆院議員秘書、大阪維新の会副幹事長  
共産党は反橋下なので竹山を支援することを決定した。

今回の選挙に関して、竹山は4年前に橋下の支援で当選したのだから、橋下が主張する大阪都構想に反対するのは竹山の裏切りだという人もいるが、大阪都構想は



竹山の市長当選後に打ち出した政策で、市長選での争点ではなかった。竹山は大阪都構想を是認するとは当初から言っていないし、維新の会の主張だからといって「俺の言うことを聞かないのは裏切りだ」というのは正しくない。

ともあれ堺市長選は大阪都構想の是非が争点であり、維新の存続が掛かっている選挙である。選挙の情勢を知るために過去のデータを見てみよう。

## 維新の会の選挙実績

選挙を考える時に、過去の選挙実績がどれ程参考になるのかは微妙である。常に前回選挙のデータが下敷きになるのなら政権交代などは起こらない。それでも、選挙の性格が近い直近の衆・参両院議員の選挙結果は検討してみる必要がある。

政党支持を中心に堺市の選挙結果を眺めてみたい。

### 平成 24 年 12 月堺市選挙区・衆議院議員選挙結果（比例区・主要政党）

日本維新の会	14 万 2000 票
自由民主党	7 万 5000 票
公明党	6 万 0500 票
民主党	3 万 4000 票
共産党	3 万 0100 票
みんなの党	2 万 0850 票

平成 24 年 12 月の衆議院議員選挙は、維新にとっては初めての国政選挙であった。

大阪では公明の支援選挙区である第 3 選挙区（大正・西成・住吉・住之江と）、第 5 選挙区（此花・東淀、西淀、淀川）、第 6 選挙区（旭区・鶴見・守口・門真）、第 16 選挙区（堺区・東区・西区）は候補者を擁立せず、第 12 選挙区（寝屋川・大東・四条畷）でも擁立を見送った。初めての衆議院議員選挙に知名度もない若手が各地で立候補したが、大阪ではブームを巻き起こし 12 名の衆議院議員を誕生させた。

選挙結果は 19 選挙区中 12 勝 2 敗の圧勝だった。

全国レベルでは自民党が圧勝した選挙であった。その半年後の参院選挙は、自民党への圧倒的な追い風を受けての選挙でありながら、橋下の地元である大阪では、自民党は維新の会に勝てなかったのである。

### 平成 25 年 7 月堺選挙区・参議院選挙結果（比例区・主要政党）

日本維新の会	10 万 900 票
自民党	8 万 1100 票
公明党	6 万 8800 票
共産党	4 万 1700 票
民主党	2 万 4800 票

この選挙結果が示すように、維新の会は衆議院選挙時の得票を4万票減らしている。これは沖縄での橋下発言の影響だろう。維新対、自・民・共の三党の累積票は維新を上回っているが、公明の態度いかんではひっくり返る可能性があるのだ。

## 両陣営の選挙の組み立て

選挙の動向を推測するためにあえて書いてみたが、選挙前に書くことが憚られることもあり、そのためにかなり中途半端な表現になっていることを了解願いたい。

## 新人側の情勢

このような情勢のなかで、どんな選挙の組み立て方をしているのかに関心がある。現地に足を運び、市議等の関係者とも意見交換をした。

維新の会の候補者は二転三転し、結局市議会からの転進となった。維新の会幹事長を務めている西林克敏という42歳の市会議員である。西林克敏という名前を知っている人は殆んどない。一方の候補者は現職市長だから知名度では比較にならない。

しかし、大阪府知事選の時も候補者選考難で、二転三転した挙句に結局は内部から松井一郎府会議員を擁立したのであった。同ケースであるが、無名の知事候補に勝利をもたらしたのは橋下のカリスマ性と、新しい政治姿勢に対する選挙民の反応であった。「決められない政治」に終始していた従来の政治パターンからの脱却を強く主張し、脚光を浴びたのが橋下が率いる地域政党維新の会であった。橋下は政治の世界におけるタブーとされた領域に勇敢に切り込み、目を見張る成果を有権者の前に披瀝した。強引さのために賛否はあるが、彼ほどの発信力と実行力をもった政治家を久しく見ることがなかつただけに、多くの若者は橋下支持を鮮明にした。

しかし橋下は、よく言えば回転が速いとも言えるが、時には思いつきで発言をし、朝令暮改をものともしない姿勢は傍若無人とも映り、強烈な反感も招いた。

それでも彼はマスコミを巧みに利用し、遂に同士を中央政界に登場させるに至ったのである。

## 堺市長選をどう戦うのだろう

彼の選挙の組み立て方を見れば、東京都議選などでは惨憺たる敗北に終わった今までの経験と反省から、空中戦だけでなく大きな選挙区でもドブ板選挙を仕掛けてくるだろう。東徹が参院大阪選挙区で100万票を獲得したのは驚きであった。全国レベルでは大した成果を残せなかったが、大阪において橋下自身が仕切った空中戦と称される街頭演説やメディアをフルに活用した選挙戦術は、候補者の評価とは関係のない得票を生み出したのである。

維新の会の堺市選出の府会議員は6名、府下全域では54名いる。市会議員10名に加えて、大阪選出の衆・参両院議員が13名いる。この戦いを剣が峰と捉えてい

る橋下は、全国に檄を飛ばし同士を集結させるだろう。この戦力が集中的に市長選に取組めば大変な力になるだろう。問題はこのバッチを付けた外人部隊を仕切る人材が選対にいるかどうかである。仄聞情報だが、維新の会は堺市内のビジネスホテルの部屋を既に60室抑えているとのことで、政令市の市長選挙で府議選並みの選挙戦術を展開しようとしているようだ。

### 現職の陣営はどうだろう

そんな相手を向うに回し現職派はどんな選挙を組み立てるのだろうか。選挙の母体が、政党としては「自民党大阪府連」「民主党」推薦、「共産党」支持だそうで、各種団体としては「連合」に「解放同盟」だというではないか。竹山自身が4年前の選挙で相手候補を寄り合い所帯だとか、談合政治だと攻撃をした体制を、何故、彼自身が再現したのか理解に苦しむ。具体的には、街頭で人を集められる演説ができるスタッフがいるのかどうか、その他、の空中戦を仕切る参謀がいるのかどうかによって選対組織の組み方が変わらざるを得ないようだ。4年間の経験がありながら、走り回る「手足」を育てられなかったので労組の組織に頼ろうとしているのが窺える。

しかし、寄り合い世帯の選対は機能しない。これはこの世界での常識である。

3党相乗りで、それぞれの過去の得票をそのまま票として纏めきれたためはない。支援団体の数を数えれば負ける筈のない陣営が勝てないことや、選挙事務所には人が溢れているのに勝てない陣営など枚挙に暇がない。

比較的身近な例では、2011年4月に新人同士が争った高槻市長選挙が象徴的だ。

前市長奥本務の全面的なバックアップに自民・民主・公明の推薦と、共産の支持も受け「連合」が仕切った浜田剛史の選挙結果は次の通りである。

当選・浜田剛史・弁護士 73,701

吉田康人・元市議 70,412

体制としては浜田の圧勝で終わっても不思議でない選挙だったが、蓋を開ければその差は僅かに3,300票であった。1票でも多ければ勝ちに違いはないが、この体制で、この差は何を意味するのだろうか。選挙事務所に顔出ししたときの印象は、候補者の親父さんで音曲漫才師の暁照夫さんもおられたが、外部の人間が事務所に居れる雰囲気はなく、選挙のリサーチに行った私ですら早々に引き上げた。相乗りの事務所運営は大変難しいのだが、誰が仕切るかによって雰囲気は大きく変わるものなのだ。

### 現職・新人、両陣営の課題

選挙を組み立てる場合の最大の難関は、選対組織図に人を張り付けられない難しさがあることだ。人がいないのと、受け手がないのである。組合などの組織人や議員・党員などは、ある意味ではそれが仕事であり、純然たるボランティアとは異なり組織から派遣されたり動員されているのでセミプロ的な動きをする。これは大

きな戦力であり大事であるが、問題はその資質である。誰の選挙をしているのか分からないような動きをする議員や、組織にいる人間は排他的なところをもつ傾向を時折感じさせるが、これが嵩じれば組織としては大きなマイナスとなる。

何よりも外部からの人間が多い選対は土地に馴染みがないのをどう補うかも問題となるだろう。維新の外人部隊がどこまで機能するかが見ものである。

現職陣営の選挙責任者は元革新系の政治家で、かなり高齢の人だそうである。政治の世界に関係のある人なら名前くらいは知っているだろうが、何故、今、あの人なんだと思うくらい過去の人である。この人選から感じる選対の旧さが気に掛かる。

しかし、この世界の超ベテランが采配を振ることによって、懸念される団体間や地元市民との軋轢が解消される可能性が期待できる気もする。このあたりのことを十分に心して陣営を組めば、団体が支援しているパワーが票に結びつくだろう。この可能性は決して小さくない。

選挙で難しいのは、費用弁償すら特定少数の人にしかできないことである。全てがボランティアでなければならぬから難しいのである。

## 究極の選対組織は構築できるのだろうか

選挙を直前に控え、全てに準備が出来上がっているだろうから、この話しは「後のまつり」でしかない。しかし参考までに、選挙を考える資料として、敢えて記すことにする。

できるかどうかは別として、究極の選対組織を描いてみれば、選挙対策本部は、公認候補でない限り政党や特定の団体や人材を一線から排除すべきである。そして、そんな勢力（プロ集団）は「潜行作戦部隊」として別働隊を組織し、表選対は無党派、市民派のスタッフで埋めることができれば素晴らしい。

団体の関係者は動く「足」を持っており、一般のボランティアにはその足がない。それを動かすためには、選挙運動に使命感を持たせねばならない。これが一番難しいのである。然らばどうするのか。これが選挙の核心部分である。

人が人を動かす秘策を極論すれば、強制力を持った絶対的な組織（軍隊組織）か、使命感に裏打ちされた信念（宗教的信念）か、金の力（金権支配）以外にその力は存在しない。軍隊と宗教団体と金以外にないと言うことだ。そんな組織は通常の選挙では考えられない。考えられる可能性がある最後の砦は、それをしようとする人の「ひたむきさ」を、いかに導き出すかである。それ以外にないのである。

現職の候補者として望ましい体制は、推薦申請や政策協定は差し控え、市民目線で選挙をやることを熱心に語り理解してもらうことである。推薦は受けるが協定などは控えるべきである。団体とはあくまでもフリーハンドの関係を保つべきなのだ。

現職は、ややもすれば実績をひけらかす傾向があるが、それは人が言うことであり、本人は、これからの夢を語りかけるべきである。

## むすび

堺市議会の最大会派は公明党であり、宗教的使命感とともにそれなりの集票力がある。その公明党は、今回も相変わらず態度を明確にせず自主投票を決めた。こんな姿を見ていると、政党って何だと思われて仕方がない。

自民党も似たようなもので、中央政界における維新との関係、特に憲法改正問題などについての協調関係を崩してまで堺市長選挙で維新と対決するだろうか。又、前回選挙で自民が推薦した候補を破って当選した反自民候補だったから、党本部は直接的な対応をせず府連対応でお茶を濁すだろう。この姿が、数合わせに凌ぎを削る政党政治の実態である。

選挙とは、文字通り総力戦である。同時に選挙は「水モノ」である。軽々に予測などできるものではないが、列举した事柄を、どれ位積み上げられるかによって結果は大きく変わるだろう。

ともあれ堺市長選挙は、ローカルの首長選挙にとどまらず、ある意味では今後の日本の政党政治に大きな影響を及ぼしかねない選挙なのである。

暑い夏の余韻は当分冷めそうにない大阪の初秋である。 (文中敬称略)

(この稿の大半は8月に書き上げたので、時限の合わない部分があることを了解願いたい)

平成25年9月3日

松 室 猛

## 参考文献

浜矩子、アベノミクスの真相、中経出版編集部 2013年8月

三橋貴明、アベノミクスで超大国日本が復活する、徳間書店、2013年3月

雑誌WILL、ワック出版2013年10月号